

# 地域密着型通所介護

---

事業ごとの留意事項について

# 目次

---

- 1 ケアマネジメントプロセスとサービス提供の流れ
- 2 留意事項・指導事例
- 3 まとめ

# 1 ケアマネジメントプロセスとサービス提供の流れ

---

(1) 流れ

(2) 留意事項

# (1) 流れ

---

相談受付(インタビュー)及び契約

利用者の心身の状況について課題分析(アセスメント)

居宅サービス計画の原案を作成

原案について意見を求めるためのサービス担当者会議の開催

# (1) 流れ

原案について利用者又は家族への説明・文書による同意

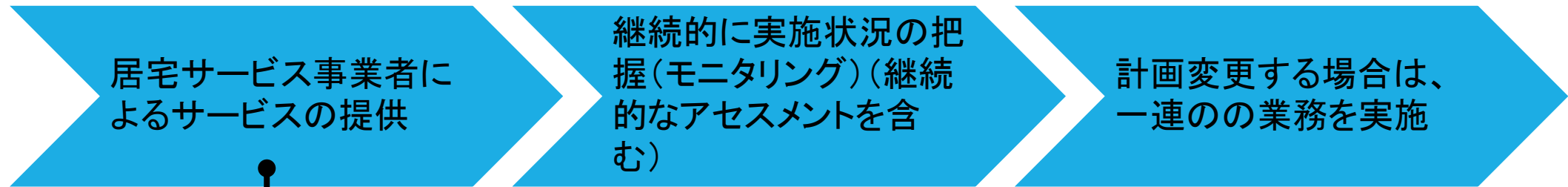
居宅サービス計画書の確定版を利用者・事業者へ交付

☆サービス事業者への  
ケアプランの交付

☆サービス事業者⇒  
居宅介護支援事業所

個別サービス計画の提出を  
サービス事業者に求める。  
⇒整合性を確認

# (1) 流れ



☆サービス提供実績のサービス事業者からの提出

**【注意】サービス提供内容の変更を行う場合は、必ず、ケアマネジャーに連絡し、ケアプランの変更について調整をしてください。**

## (2) 留意事項

---

- 共通(令和3年度制度改革から)
- 地域密着型通所介護(令和3年度制度改革から)

## (2) 留意事項 (・共通)

---

### ①職場におけるハラスメント(セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント)防止

#### 【必要な措置】(特に留意する内容)

- 方針の明確化、従業者への周知・啓発
- 相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備(相談に対応する担当者、相談対応窓口をあらかじめ定め、周知など)



## (2) 留意事項 (・共通)

---

### ②「業務継続計画」の策定等について

(令和6年3月31日までの間は、努力義務)

#### 【業務継続計画】

- 感染症や災害が発生した場合に、利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、継続的なサービス実施と、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

#### 【必要な措置】

- 業務継続計画の策定、従業者への計画の周知
- 研修及び訓練（シミュレーション）の実施（年1回以上）
- 業務継続計画の見直し、必要に応じて適宜変更すること。

## (2) 留意事項 (・共通)

---

### ③ 衛生管理等「感染症対策」について

(令和6年3月31日までの間は、努力義務)

#### 【必要な措置】

- 感染対策委員会※の設置、実施
  - ※感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
  - ※定期的(おおむね6月に1回以上)
- 感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
  - ※研修及び訓練は、定期的(年1回以上)に実施

## (2) 留意事項 (・共通)

### ④ 認知症介護基礎研修の受講

(令和6年3月31日までに必要な措置を講ずる。新規採用者には努力義務)

#### 【必要な措置】

- 医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に対しては、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる。

#### 義務付けの対象とならない者

- 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修等の修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等。

## (2) 留意事項 (・共通)

---

### ⑤「虐待の防止」について

(令和6年3月31日までの間は、努力義務)

#### 【必要な措置】

- 虐待防止検討委員会の設置、定期的な実施  
※開催結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る。
- 虐待の防止のための指針の策定
- 虐待の防止のための従業者に対する研修(年1回以上)
- 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## (2) 留意事項 (・地域密着型通所介護)

---

### ①「個別機能訓練加算」について(1/4)

#### 【新たな留意点】(特に留意する内容)

- 「(I)イ」

専従の理学療法士等を1名以上配置(常勤・非常勤は不問)

- 「(I)ロ」

「(I)イ」に加えて、専従の理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置。

## (2) 留意事項 (・地域密着型通所介護)

### ①「個別機能訓練加算」について(2/4)

#### 【新たな留意点】(特に留意する内容)

- 機能訓練指導員等の多職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行うこと。
  - 利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を柔軟に設定し、訓練項目については複数種類準備する。
- ※項目選択は利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づく機能訓練が行われること。

## (2) 留意事項 (・地域密着型通所介護)

### ①「個別機能訓練加算」について(3/4)

#### 【新たな留意点】(特に留意する内容)

- 利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。  
※その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者の居宅での生活状況をその都度確認し、利用者又はその家族へ個別機能訓練計画の進捗状況等を説明の上、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

## (2) 留意事項 (・地域密着型通所介護)

### ①「個別機能訓練加算」について(4/4)

#### 【新たな留意点】(特に留意する内容)

- 「(I)ロ」の算定については、先の人員配置要件に基づき、機能訓練指導員に専従する理学療法士等を、合計で2名以上配置している時間帯であって、当該理学療法士等から、個別機能訓練を受けた利用者にのみ算定が可能である、という点に留意してください。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問53を参照)



## (2) 留意事項 (・地域密着型通所介護)

### ②「2時間以上3時間未満」での報酬請求について

#### 【改正点】所要時間2時間以上3時間未満の区分

- 「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所サービス計画を変更の上、同区分での算定を行うこととしても差し支えない。」

これにより、当日の利用者の体調不良によるサービスの中断で2時間以上3時間未満の利用となった際には地域密着型通所介護計画を変更の上、同区分での算定が可能となりました。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)問26例③を参照)

※従前(令和3年3月まで):当日利用者の心身の状況から、「1～2時間でサービスを中止した場合」算定不可だった。

## (2) 留意事項 (・地域密着型通所介護)

### ②「2時間以上3時間未満」での報酬請求について(続き)

#### 【留意する点】

- ただし、地域密着型通所介護の本来の目的に照らして、単に入浴サービスのみといった利用は適切ではなく、日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであるという点に留意が必要です。
- また、単に家族都合などで利用時間が短縮した場合、算定は認められません。

## 2 留意事項・指導事例

---

(1) 人員基準

(2) 運営基準

(3) 基本報酬と加算・減算

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

### ・管理者の人員配置

- 常勤の管理者を置く。事業所の管理業務に支障がないときは兼務が可能。ただし、兼務については、次の制限を設けています。

#### ○管理者の兼務について(群馬県。藤岡市も同様)

- 併設する事業所等の直接処遇職員※との兼務は、管理業務に支障があるため、原則として兼務を認めない。

※直接処遇職員・・・生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、支援員(養護老人ホーム)、介護支援専門員等

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

### ○管理者の兼務について(続き)

・ここでいう兼務とは・・・

基準条例上の配置基準内での兼務であり、

配置基準を超える人員として管理者が直接処遇職員を兼務することまで禁止するものではない。

・ただし、これ以外でも、各施設・事業所の運営の実態から、管理業務に支障があると判断される場合は、兼務を認めない。

【常勤専従を要件とする管理者等の兼務について(H28.3.31県通知)】


## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

- ・生活相談員の人員配置について

- 提供時間帯を通じて、生活相談員を1以上配置

例 サービス提供時間 9:00 1以上 17:00  
9:00~17:00の場合



- ・機能訓練指導員の人員配置について

- 1以上配置

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

- ・看護職員と介護職員の人員配置について

### 【定員が10人を超える事業所の留意事項】

#### 介護職員

- ・単位ごとに、提供時間帯を通じて、  
実際の利用者数が、15人までは1以上、  
15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の  
利用者を5で除して得た数に1を加えた数以上配置
- ・単位ごとに、介護職員を常時1人以上
- ・生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

- ・看護職員と介護職員の人員配置について

### 【定員が10人を超える事業所の留意事項】

看護職員  
(群馬県。  
藤岡市も同様)

- ・看護職員の配置時間については、事業所職員又は病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携による職員を、**営業日ごとに2時間以上** かつ事業所として必要な時間を配置すること。



## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

### ・看護職員と介護職員の人員配置について

#### 【定員が10人を超える事業所の留意事項】

#### 看護職員 (続き)

・なお、この要件に関わらず、経管栄養や褥瘡の消毒等、主治医の指示を受けて、医療行為(診療補助行為)が必要となる利用者がいる場合については、当該利用者へのサービス提供に支障がないよう、必要となる従事時間数を確保すること。

・また、連携職員を配置する場合は、あらかじめ申請すること。

【定員11人以上の通所介護事業所における看護職員配置の取扱いについて(H27.10県通知)】

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

- ・看護職員と介護職員の人員配置について  
【定員が10人以下の場合】

### 看護職員又は介護職員の配置

- 単位ごとに、提供時間帯を通じて、看護職員又は介護職員を1人以上配置
- 単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時1人以上
- 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上を常勤

### 看護職員の取扱い

- 看護職員を1人以上配置

## 2 留意事項・指導事例((1)人員基準)

---

具体的な配置例については、次のQ&Aも確認してください。

・平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

問63、問65

・令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)

問25

☆関連Q&Aは、介護報酬の解釈3QA・法令編(緑本)、厚生労働省ホームページなどで確認できます。

厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)

## 2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

---

### ・勤務表について(1/3)

利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、  
事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければなりません。

#### 【不適切な事例】

- 勤務表を4週で作成している場合  
⇒月ごとの日数で作成してください。
- 複数の職種を兼務する職員について、職種ごとの配置が曖昧である場合  
⇒職種ごとの勤務時間を明確にして作成してください。

## 2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

---

### ・勤務表について(2/3)

#### 【勤務表作成時の留意事項】

- 月ごと(月初から月末まで)の勤務表を作成する。
- 従業者の日々の勤務時間を明確にする。
- 常勤、非常勤を区別する。
- 管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の配置を明確にする。※それぞれの勤務時間を明確にする。
- 兼務関係を明確にする。職種ごとの勤務時間を明確にする。

## 2 留意事項・指導事例((2)運営基準)

---

- ・勤務表について(3/3)

留意事項のとおり作成の上、勤務実績を適切に把握してください。

特に指定地域密着型通所介護は、サービス提供時間帯における  
人員配置にも留意して作成してください。

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

---

### ・所要時間と介護報酬の算定

指定地域密着型通所介護は、実際に要した時間ではなく、

地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の

指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で

所定単位数を算定する必要があります。

そのため、地域密着型通所介護計画には、日課表を位置付け、

サービス提供内容ごとの所要時間を明確にしなければなりません。

## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

---

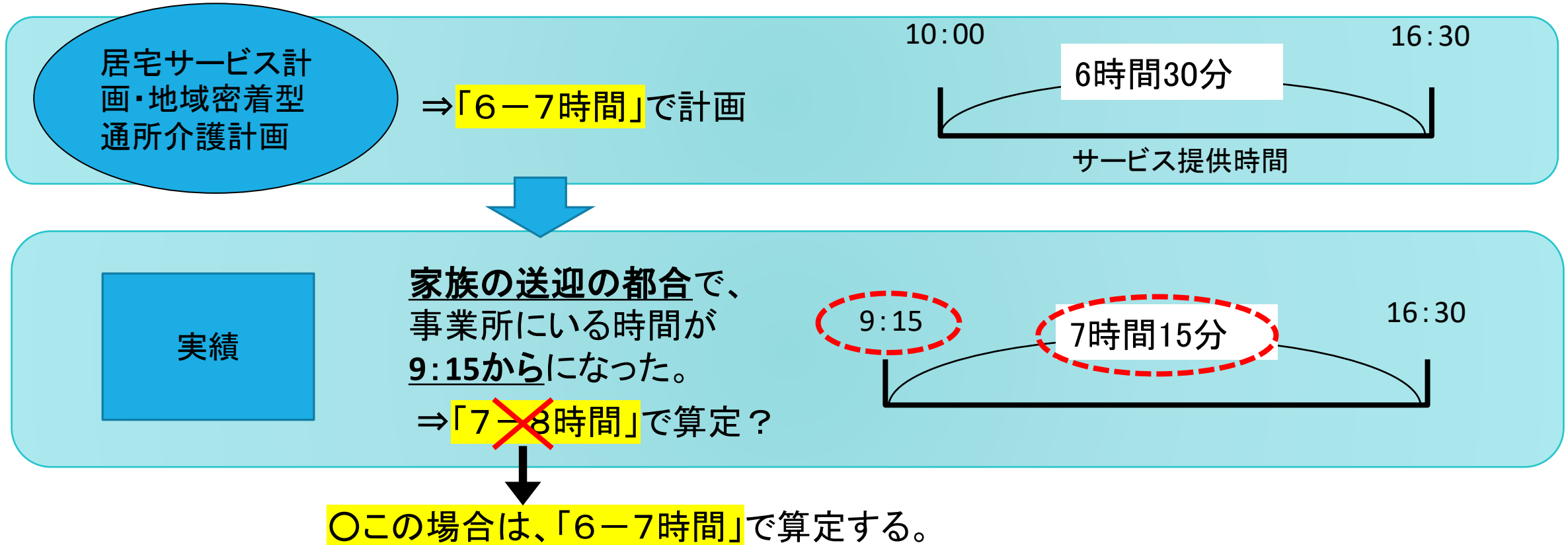
### ・事例・・・不適切な請求の例

単に、当日のサービス進行状況や家族の送迎の都合で、  
利用者が通常的时间を超えて事業所にいる場合は、  
地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められないため、  
当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数を算定します。



## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

### ・事例(続き)



## 2 留意事項・指導事例((3)基本報酬と加算・減算)

- ・家族の出迎え等までの間の「預かり」サービスについて

### 【留意事項】

- 利用料を徴収する場合は、重要事項説明書等に料金を定め、あらかじめ、利用者又はその家族に対して説明し、同意の署名を得ておくようになしてください。
- ただし、預かりサービスと同一時間帯について、延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできません。

## 2 留意事項・指導事例（（3）基本報酬と加算・減算）

### ・延長加算と預かりサービス（延長サービスに関する利用料）

#### 延長加算

- 通常の指定地域密着型通所介護サービスと延長サービスを通算した時間が9時間を超える部分について、5時間を限度として算定可能。
- 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)問27、問28を参照

#### 預かりサービス

#### （延長サービスに関する利用料）

- サービス提供時間が9時間未満である場合において行われる場合
- サービス提供時間が14時間以上において行われる場合
- サービス提供時間が14時間未満である場合において、延長加算にかえて徴収する場合
- 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3)問29を参照

### 3 まとめ

---

- (1) 視聴報告・問い合わせ
- (2) 自己点検について

## 3 まとめ

---

### (1) 視聴報告・問合せ

視聴報告を必ず行っていただくようにお願いします。

⇒ぐんま電子申請受付システム（次ページにリンクを掲載）

締め切り 令和5年4月28日（金）

### 問合せ

○指定、届け出について 介護保険課介護保険係

○指導監査について 元気長寿課指導監査係

### 3 まとめ

#### (1) 視聴報告・問合せ

⇒ぐんま電子申請受付システム 下URL又は右下のQRコードからアクセス

[https://s-kantan.jp/city-fujioka-gunma-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=12476](https://s-kantan.jp/city-fujioka-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12476)

| 手続き申込                                  |                                  |
|--|----------------------------------|
| 利用者ログイン                                |                                  |
| 手続き名                                   | 集団指導視聴確認                         |
| 受付時期                                   | 2023年3月29日8時30分～2023年4月28日17時15分 |
| <a href="#">利用者登録せずに申し込む方はこちら &gt;</a> |                                  |

➤ ここから、報告  
(アンケート形  
式)に進んでく  
ださい。



### 3 まとめ

---

#### (2) 自己点検について

運営基準等について、事業者として、法令を熟読し、適正な運営を行ってください。

また、自主点検表を公開しています。各事業所にて、自己点検を行ってください。

[介護保険事業所指導・監査関係資料\(自主点検表\)／藤岡市](http://city.fujioka.gunma.jp)  
([city.fujioka.gunma.jp](http://city.fujioka.gunma.jp))